

千葉市の防災対策



千葉市防災対策課

○防災アドバイザー登録状況

No	区	人数	HUG	トイレ	家具転
1	中央区	40	28	9	10
2	花見川区	33	26	13	9
3	稲毛区	42	34	21	12
4	若葉区	38	30	15	10
5	緑区	20	11	9	6
6	美浜区	36	24	10	7
	総計	209	153	77	54

※令和6年10月13日現在

○避難所運営委員会設立状況(H24～)

[設立数] 269か所／272避難所 組織率99%(令和6年4月)



現在、270か所目と271か所目の結成に向け、調整中

能登半島地震の現地状況（1）



支援業務を行った珠洲市民図書館付近の被害



物資集積場所（健民体育館）



自衛隊による入浴支援



珠洲市街地における道路被害

能登半島地震の現地状況（2）



家屋内の被害状況(1)



家屋内の被害状況(2)

能登半島地震の現地状況（3）

珠洲市役所職員の被災した自宅の様子



崩れた屋根



ものが散乱している状態



傾く家屋と潰れた自動車

能登半島地震の現地状況（４）



珠洲市役所裏に設置された仮設トイレ



仮設トイレ（内部）

防災基本計画の修正（R6. 6）

防災基本計画修正（令和6年6月）の概要

■防災基本計画

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する総合的かつ長期的な計画で、指定行政機関や指定公共機関が作成する防災業務計画や、自治体が作成する地域防災計画の基本となるもの

主な修正項目

最近の施策の進展等を踏まえた修正

- 新たな総合防災情報システムの運用開始
 - ・防災情報の総合防災情報システム（SOBO-WEB）への集約
- 水害対策の強化
 - ・道路のアンダーパス冠水等を踏まえた対策の強化
- 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援
 - ・自治体、保健師、福祉関係者等の間で連携した状況把握の実施
 - ・在宅避難者、車中泊避難者に対する支援に係る拠点の設置や、被災者支援に係る情報の提供

関連する法令の改正を踏まえた修正

<活動火山対策特別措置法の改正>

- 活動火山対策の強化
 - ・火山調査研究推進本部の設置
 - ・「火山防災の日」を活用した防災知識の普及
 - ・登山届等を容易に提出できる仕組みへの配慮

<医療法の改正>

- 災害支援ナースの充実・強化

<水防法及び気象業務法の改正>

- 国が取得した指定洪水予報河川に関する予測水位情報について、都道府県の求めに応じた提供の実施

<災害対策基本法施行令の改正>

- 緊急通行車両確認標章等の事前交付

令和6年能登半島地震を踏まえた修正

<令和6年能登半島地震に係る検証チーム>

- 被災地の情報収集及び進入方策
 - ・車両や資機材の充実・小型化・軽量化
 - ・無人航空機、SAR衛星、衛星インターネット等の活用
 - ・海路・空路を活用した道路啓開に向けた調整
 - ・道路管理者と生活インフラ事業者との連携強化
- 自治体支援
 - ・派遣職員が現地で自活できる資機材や装備品の充実
 - ・応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等のリスト化
- 避難所運営
 - ・パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置
 - ・避難所における生活用水の確保
 - ・トイレカー等のより快適なトイレの設置への配慮
 - ・高齢化の進展を踏まえた福祉的な支援の充実・明確化
 - ・保健医療福祉に係る支援者（IRAT、JDA-DAT等）の明確化
- 物資調達・輸送
 - ・運送事業者等との連携による、物資輸送拠点の効率的な運営に必要な人員、資機材等の速やかな確保

<その他各省庁における振り返り>

- 長時間継続する津波の見通し等に関する解説
- より実態に即した液状化リスク情報の提供

※今後、政府においては、中央防災会議・防災対策実行会議の下に設置するワーキンググループで、引き続き有識者等を交えた検証を行うとともに、フェーズごとに災害対応業務を「見える化」することや、実践的な訓練・研修等に取り組んでいく。

防災基本計画の修正 (R6. 6)

防災基本計画修正（令和6年6月）の概要

■防災基本計画

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する総合的かつ長期的な計画で、指定行政機関や指定公共機関が作成する防災業務計画や、自治体が作成する地域防災計画の基本となるもの

主な修正項目

最近の施策の進展等を踏まえた修正

- 新たな総合防災情報システムの運用開始
 - ・ 防災情報の総合防災情報システム（SOBO-WEB）への集約
- 水害対策の強化
 - ・ 道路のアンダーパス冠水等を踏まえた対策の強化
- 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援
 - ・ 自治体、保健師、福祉関係者等の間で連携した状況把握の実施
 - ・ 在宅避難者、車中泊避難者に対する支援に係る拠点の設置や、被災者支援に係る情報の提供

関連する法令の改正を踏まえた修正

<活動火山対策特別措置法の改正>

- 活動火山対策の強化
 - ・ 火山調査研究推進本部の設置
 - ・ 「火山防災の日」を活用した防災知識の普及
 - ・ 登山届等を容易に提出できる仕組みへの配慮

<医療法の改正>

- 災害支援ナースの充実・強化

<水防法及び気象業務法の改正>

- 国が取得した指定洪水予報河川に関する予測水位情報について、都道府県の求めに応じた提供の実施

<災害対策基本法施行令の改正>

- 緊急通行車両確認標章等の事前交付

令和6年能登半島地震を踏まえた修正

<令和6年能登半島地震に係る検証チーム>

- 被災地の情報収集及び進入方策
 - ・ 車両や資機材の充実・小型化・軽量化
 - ・ 無人航空機、SAR衛星、衛星インターネット等の活用
 - ・ 海路・空路を活用した道路啓開に向けた調整
 - ・ 道路管理者と生活インフラ事業者との連携強化
- 自治体支援
 - ・ 派遣職員が現地で自活できる資機材や装備品の充実
 - ・ 応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等のリスト化
- 避難所運営
 - ・ パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置
 - ・ 避難所における生活用水の確保
 - ・ トイレカー等のより快適なトイレの設置への配慮
 - ・ 高齢化の進展を踏まえた福祉的な支援の充実・明確化
 - ・ 保健医療福祉に係る支援者（IRAT、JDA-DAT等）の明確化
- 物資調達・輸送
 - ・ 運送事業者等との連携による、物資輸送拠点の効率的な運営に必要な人員、資機材等の速やかな確保

<その他各省庁における振り返り>

- 長時間継続する津波の見通し等に関する解説
- より実態に即した液状化リスク情報の提供

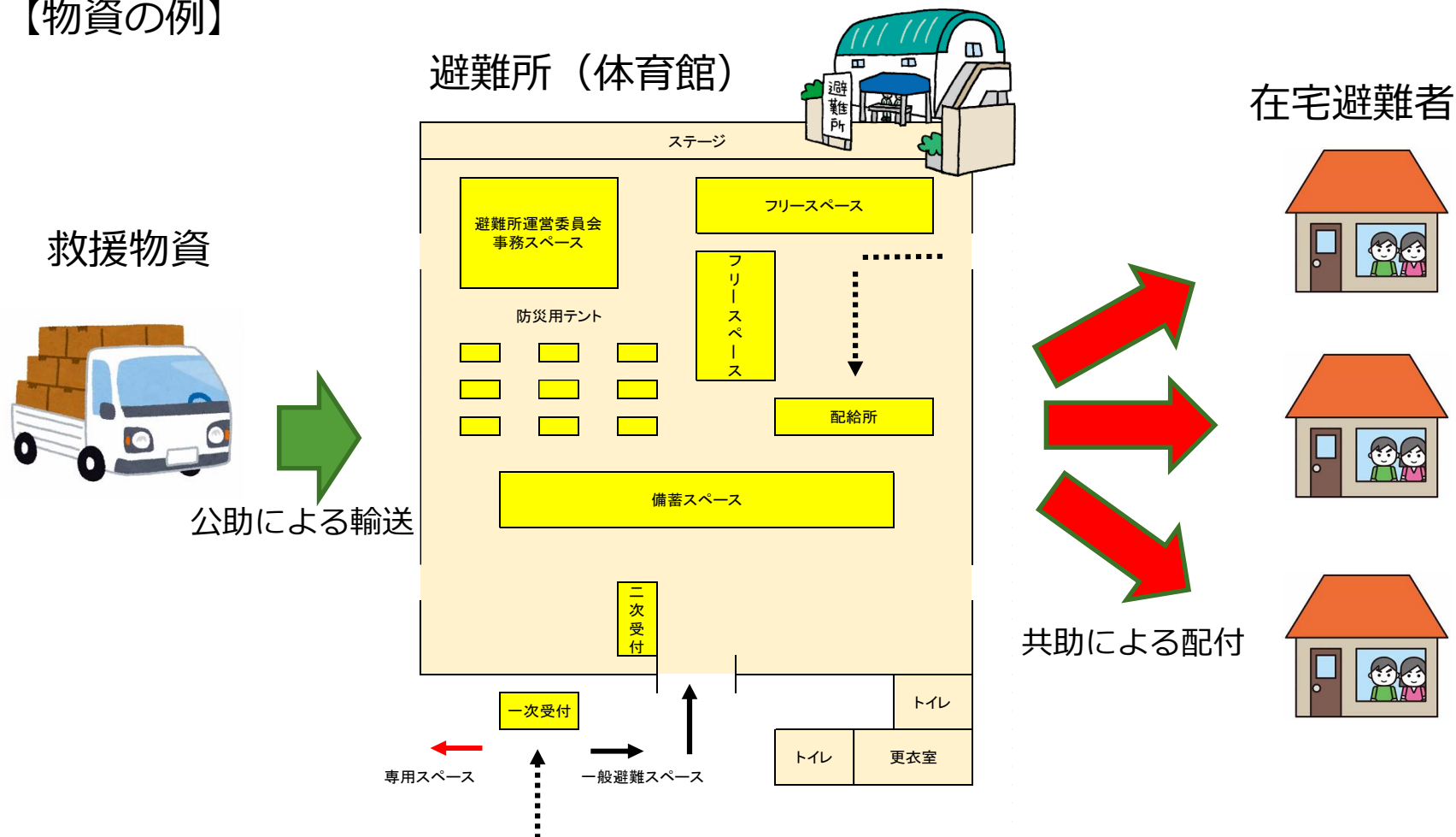
※今後、政府においては、中央防災会議・防災対策実行会議の下に設置するワーキンググループで、引き続き有識者等を交えた検証を行うとともに、フェーズごとに災害対応業務を「見える化」することや、実践的な訓練・研修等に取り組んでいく。

防災基本計画修正への対応①

【避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援】

(1) 指定避難所は地域支援拠点へ

【物資の例】



【 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援 】

(2) 車中泊避難場所の整備

千葉市では、協定締結により、災害時に車中泊避難をする避難者や、高潮・津波等から退避する車のための避難スペースの確保を進めています。



市が指定する場所に車中泊避難者を集約することによって、避難者を把握し、支援体制（物資提供・情報提供・健康管理など）の向上を図ります。

防災基本計画修正への対応①

☆ 市内の車中泊避難場所（民間団体等との協定による）

車中泊避難場所は**市**の**要請**等に基づき、施設管理者が施設の安全を確認した場合に開設します。開設期間は最大3日間程度を想定。ただし、施設の安全が確認できない場合や外部からの受入れが困難な場合などは、開設することができない場合があります。

No.	名称	住所
1	プロロジスパーク千葉1	稲毛区六方町210-27
2	プロロジスパーク千葉2	稲毛区六方町210-28
3	植草学園大学・植草学園短期大学	若葉区小倉町1639-3
4	ゴルフリゾート花見川	花見川区天戸町1229
5	ゴルフリゾートSOGA	中央区川崎町1-40
6	千葉ウシノヒロバ	若葉区富田町983-1
7	DCM鎌取店	緑区鎌取町273-2
8	DCM小深店	稲毛区小深町33
9	DCM花見川店	花見川区作新台6-17-22
10	DCM宮野木店	稲毛区宮野木町2148-2

（令和6年4月時点）※他に非公表施設1か所

防災基本計画の修正 (R6. 6)

防災基本計画修正（令和6年6月）の概要

■防災基本計画

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する総合的かつ長期的な計画で、指定行政機関や指定公共機関が作成する防災業務計画や、自治体が作成する地域防災計画の基本となるもの

主な修正項目

最近の施策の進展等を踏まえた修正

- 新たな総合防災情報システムの運用開始
 - ・ 防災情報の総合防災情報システム（SOBO-WEB）への集約
- 水害対策の強化
 - ・ 道路のアンダーパス冠水等を踏まえた対策の強化
- 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援
 - ・ 自治体、保健師、福祉関係者等の間で連携した状況把握の実施
 - ・ 在宅避難者、車中泊避難者に対する支援に係る拠点の設置や、被災者支援に係る情報の提供

関連する法令の改正を踏まえた修正

<活動火山対策特別措置法の改正>

- 活動火山対策の強化
 - ・ 火山調査研究推進本部の設置
 - ・ 「火山防災の日」を活用した防災知識の普及
 - ・ 登山届等を容易に提出できる仕組みへの配慮

<医療法の改正>

- 災害支援ナースの充実・強化

<水防法及び気象業務法の改正>

- 国が取得した指定洪水予報河川に関する予測水位情報について、都道府県の求めに応じた提供の実施

<災害対策基本法施行令の改正>

- 緊急通行車両確認標章等の事前交付

令和6年能登半島地震を踏まえた修正

<令和6年能登半島地震に係る検証チーム>

- 被災地の情報収集及び進入方策
 - ・ 車両や資機材の充実・小型化・軽量化
 - ・ 無人航空機、SAR衛星、衛星インターネット等の活用
 - ・ 海路・空路を活用した道路啓開に向けた調整
 - ・ 道路管理者と生活インフラ事業者との連携強化
 - 自治体支援
 - ・ 派遣職員が現地で自活できる資機材や装備品の充実
 - ・ 応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等のリスト化
 - 避難所運営
 - ・ パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置
 - ・ 避難所における生活用水の確保
 - ・ トイレカー等のより快適なトイレの設置への配慮
 - ・ 高齢化の進展を踏まえた福祉的な支援の充実・明確化
 - ・ 保健医療福祉に係る支援者（IRAT、JDA-DAT等）の明確化
 - 物資調達・輸送
 - ・ 運送事業者等との連携による、物資輸送拠点の効率的な運営に必要な人員、資機材等の速やかな確保
- ##### <その他各省庁における振り返り>
- 長時間継続する津波の見通し等に関する解説
 - より実態に即した液状化リスク情報の提供

※今後、政府においては、中央防災会議・防災対策実行会議の下に設置するワーキンググループで、引き続き有識者等を交えた検証を行うとともに、フェーズごとに災害対応業務を「見える化」することや、実践的な訓練・研修等に取り組んでいく。

【 避難所運営 】

(1) 避難所に関する取り組み指針・ガイドラインの改訂 「場所(避難所)の支援」から「人(避難者等)の支援」へ

自治体向けの避難所に関する取組指針・ガイドラインの改定について  内閣府防災担当

○「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について」（令和6年11月 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ）やスフィア基準等を踏まえて、自治体に対して通知している「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」・「避難所運営等避難生活のためのガイドライン（チェックリスト）」・「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」を改定する。

トイレの確保・管理

- ・携帯トイレ・簡易トイレ・仮設トイレの備蓄（指P.20）
 - ・マンホールトイレの整備（指P.20）
 - ・トイレカー・トイレトレーラーの確保（指P.20、ガP.18）
 - ・仮設トイレの快適トイレ仕様での調達（指P.20、ガP.32）
 - ・スフィア基準「20人に1基」等（指P.20、ガP.32）
- 等を追記



トイレトレーラー（輪島市）



快適トイレ（珠洲市）

食事の質の確保

- ・キッチンカー等の活用（指P.20、ガP.30）
 - ・飲食業協同組合による調理人の派遣（指P.20、ガP.30）
 - ・セントラルキッチン方式の活用（指P.20、ガP.30）
 - ・農水省・学会・大学等の推奨メニューやスフィア基準・厚労省のエネルギー摂取目安（指P.20、ガP.30）
- 等を追記



キッチンカー（輪島市）



キッチン資機材

生活空間の確保

- ・パーティションや段ボールベッド・エアベッド等簡易ベッドの備蓄（指P.21、ガP.42）
 - ・避難所の開設時に設置（指P.21、ガP.41）
 - ・事前作成したレイアウト図に沿った避難者の誘導（指P.21、ガP.26）
 - ・避難所の土足厳禁（指P.21、ガP.37）
 - ・スフィア基準「3.5㎡の居住スペース」（指P.22、ガP.41）
- 等を追記



段ボールベッド（輪島市）



パーティション（珠洲市）

生活用水の確保

- ・入浴機会や洗濯機等の確保（指P.22、ガP.44、46）
 - ・シャワーや仮設風呂の設置のための資機材の備蓄（指P.22、ガP.46）
 - ・スフィア基準「50人に1つ」（指P.22、ガP.45）
- 等を追記



仮設入浴施設（輪島市）



仮設入浴施設

※炊き出し設備のモデルパターン、飲食業協同組合との協定のモデル例等を添付（ガP.63～）

【 避難所運営 】

(2) パーティション及び段ボールベッドの整備

- ・段ボールベッド：188基
- ・間仕切りテント：1, 000張

※1 蘇我スポーツ公園内の千葉市中央防災倉庫にて一括保管

⇒ 一部の段ボールベッドは**公民館に事前配備済み**

※2 東日本ダンボール工業組合と、避難所の運営に必要なとなる段ボール製の簡易ベッド、シート、間仕切り等の提供に関する災害時応援協定を平成31年4月に締結

【 避難所運営 】

(3) 生活用水の確保

- ・非常用井戸(58か所)及び井戸付き耐震性貯水槽(14か所)
- ・防災井戸協力の家

⇒個人等で所有している井戸水を災害時に提供いただく制度

なお、飲料水の確保として、

- ・ペットボトル飲料水(約55万本:500mLペットボトル)

⇒発災後3日間の想定避難者数(約53万人)分

- ・避難所に設置されている受水槽へ蛇口を設置(176か所)

⇒避難所が停電時(ポンプ不動)でも、飲料水の給水が可能

【 避難所運営 】

(4) 快適なトイレへの設置への配慮

- ・市立学校166校へのマンホールトイレ整備：R5年度完了
⇒市内の県立学校(22校)への整備を開始(R7～R9年度)

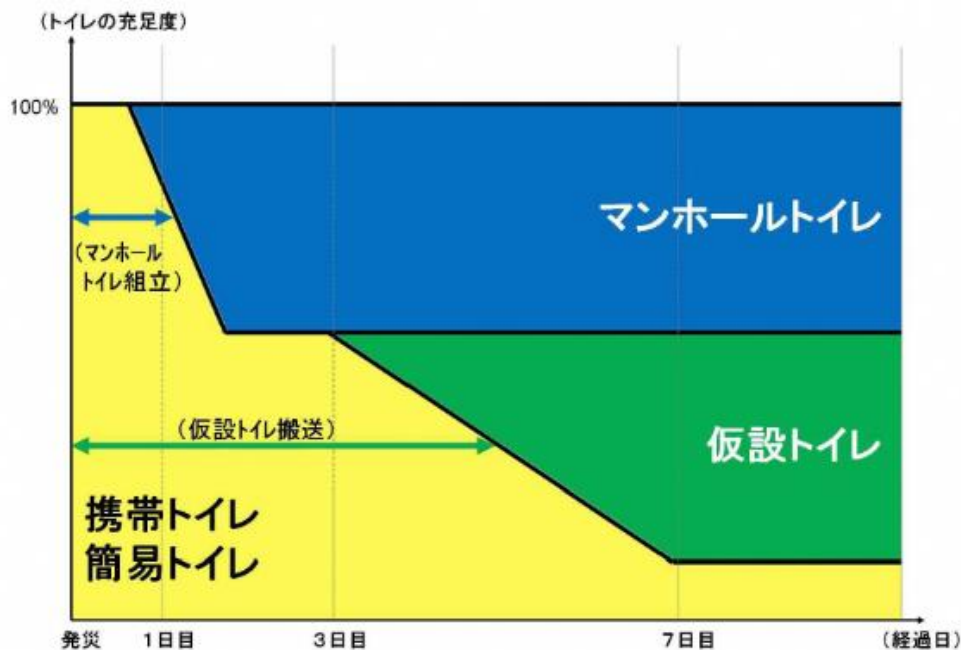


図 2-3 トイレルの充足度のイメージ図



防災基本計画の修正 (R6. 6)

防災基本計画修正（令和6年6月）の概要

■防災基本計画

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する総合的かつ長期的な計画で、指定行政機関や指定公共機関が作成する防災業務計画や、自治体が作成する地域防災計画の基本となるもの

主な修正項目

最近の施策の進展等を踏まえた修正

- 新たな総合防災情報システムの運用開始
 - ・ 防災情報の総合防災情報システム（SOBO-WEB）への集約
- 水害対策の強化
 - ・ 道路のアンダーパス冠水等を踏まえた対策の強化
- 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援
 - ・ 自治体、保健師、福祉関係者等の間で連携した状況把握の実施
 - ・ 在宅避難者、車中泊避難者に対する支援に係る拠点の設置や、被災者支援に係る情報の提供

関連する法令の改正を踏まえた修正

<活動火山対策特別措置法の改正>

- 活動火山対策の強化
 - ・ 火山調査研究推進本部の設置
 - ・ 「火山防災の日」を活用した防災知識の普及
 - ・ 登山届等を容易に提出できる仕組みへの配慮

<医療法の改正>

- 災害支援ナースの充実・強化

<水防法及び気象業務法の改正>

- 国が取得した指定洪水予報河川に関する予測水位情報について、都道府県の求めに応じた提供の実施

<災害対策基本法施行令の改正>

- 緊急通行車両確認標章等の事前交付

令和6年能登半島地震を踏まえた修正

<令和6年能登半島地震に係る検証チーム>

- 被災地の情報収集及び進入方策
 - ・ 車両や資機材の充実・小型化・軽量化
 - ・ 無人航空機、SAR衛星、衛星インターネット等の活用
 - ・ 海路・空路を活用した道路啓開に向けた調整
 - ・ 道路管理者と生活インフラ事業者との連携強化
- 自治体支援
 - ・ 派遣職員が現地で自活できる資機材や装備品の充実
 - ・ 応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等のリスト化
- 避難所運営
 - ・ パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置
 - ・ 避難所における生活用水の確保
 - ・ トイレカー等のより快適なトイレの設置への配慮
 - ・ 高齢化の進展を踏まえた福祉的な支援の充実・明確化
 - ・ 保健医療福祉に係る支援者（IRAT、JDA-DAT等）の明確化
- 物資調達・輸送
 - ・ 運送事業者等との連携による、物資輸送拠点の効率的な運営に必要な人員、資機材等の速やかな確保

<その他各省庁における振り返り>

- 長時間継続する津波の見通し等に関する解説
- より実態に即した液状化リスク情報の提供

※今後、政府においては、中央防災会議・防災対策実行会議の下に設置するワーキンググループで、引き続き有識者等を交えた検証を行うとともに、フェーズごとに災害対応業務を「見える化」することや、実践的な訓練・研修等に取り組んでいく。

【 物資調達・輸送 】

(1) 市内の災害時物資拠点

① 「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」

(中央防災会議幹事会)(令和元年5月27日)に定める広域物資輸送拠点

名 称	住 所	備 考
幕張メッセ	美浜区中瀬2丁目	千葉県物資集積拠点
千葉県スポーツセンター	稲毛区天台町	代替施設

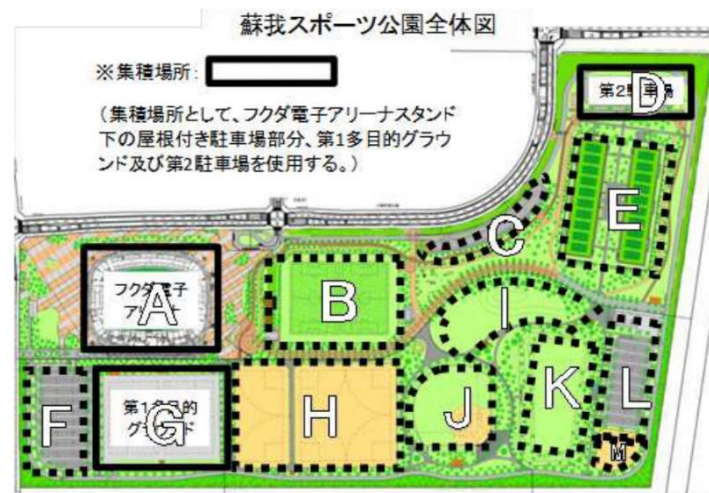
② 蘇我スポーツ公園

優先順位

1:フクダ電子アリーナ

2:フクダ電子フィールド

3:第2駐車場



【 物資調達・輸送 】

(2) 運送事業者等との連携

- ① 民間企業（スーパー・小売業やホームセンターなど）
との物資提供の協定
- ② 千葉県倉庫協会と物資の保管等にかかる協力に
関する協定（集積場所・専門家派遣・荷役資機材）
- ③ 運送事業者（物流企業）との物資輸送に関する協定



現在も様々な民間団体との災害時連携を図っています
（千葉市災害時の物資供給に係る連絡会）